

議案第 1 1 0 号

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

特別職の職員の期末手当について、現下の経済・雇用情勢、国や県の動向、一般職員との均衡などを総合的に勘案し、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。